平成２２年（フ）第６５２号
埼玉県坂戸市大字石井2334番地２　市営住宅１―103
債務者　久我かすみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５５号
埼玉県狭山市大字北入曽726番地の１　ライオンズガーデン狭山310
債務者　西村建三郎
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５９号
埼玉県入間郡越生町大字西和田336番地
債務者　長島ヴィヴィアン
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７７号
埼玉県所沢市大字下安松1568番地の１　光ビル203
債務者　遠藤　政幸
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５５号
千葉県銚子市上野町266番地の５
債務者　小坪　里美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３号
千葉県東金市西福俵103番地38
債務者　清水　　大
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
千葉県東金市台方741番地９　芳栄荘３―202
債務者　門脇　　廣
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２号
静岡県沼津市小諏訪944番地の１　ソレーユ21・１Ｆ106、前住所静岡県沼津市西間門157番地の10　望月金網アパート３Ｆ
債務者　菅原　弘司
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
静岡県御殿場市保土沢363番地の１　コーポサトウ203、前住所静岡県御殿場市御殿場51番地　ソレーユ101
債務者　小田垣広美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
静岡県田方郡函南町桑原590番地の１
債務者　山本　　望
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
静岡県沼津市新宿町４番地の３　岩本ビル301号
債務者　江畑　　栄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
静岡県沼津市新宿町４番地の３　岩本ビル301号
債務者　江畑　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
静岡県御殿場市保土沢1080番地の78　精神障害者社会復帰施設やまいも倶楽部、住民票上の住所静岡県御殿場市保土沢1157番地の59
債務者　勝間田　恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
静岡県裾野市岩波148番地の２　マルカミコーポＡ―１
債務者　山崎富士代
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
愛知県一宮市大毛字若宮37番地
債務者　石井　宏枝
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９３号
愛知県稲沢市北島町笠破２番地50
債務者　時田　基文
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９４号
愛知県稲沢市北島町笠破２番地50
債務者　時田　俊子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６０２号
愛知県西尾市平坂町梨子山17番地５　エスポワール平坂1003号室
債務者　林　　正広
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係